

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月15日
【計算期間】	第32特定期間 （自 2018年11月16日 至 2019年5月15日）
【ファンド名】	ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなし コース（以下「ファンド」といいます。）
【発行者名】	ピクテ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 萩野 琢英
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	佐藤 直紀
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号
【電話番号】	03-3212-3411
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドは、主として米ドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

信託金の限度額は5,000億円です。

- ② ファンドの商品分類[※]は、追加型投信／海外／債券です。

※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信 その他資産 資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東)	ファミリー ファンド	あり
一般	年2回			
大型株	年4回			
中小型株	年6回(隔月)			
債券	年12回(毎月)			
一般	日々	エマージング	ファンド ・オブ・ ファンズ	なし
公債				
社債				
その他債券	その他			
クレジット属性				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券))				
資産複合				

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類	定義
単位型・追加型	追加型投信
投資対象地域	海外
投資対象資産 (収益の源泉)	債券

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファミリーファンド方式による投資信託証券)を通じて、主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、マザーファンド受益証券(投資信託証券)への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

③ ファンドの特色

a 主に米ドル建ての新興国ソブリン債券等に投資します

○主として新興国の米ドル建てソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

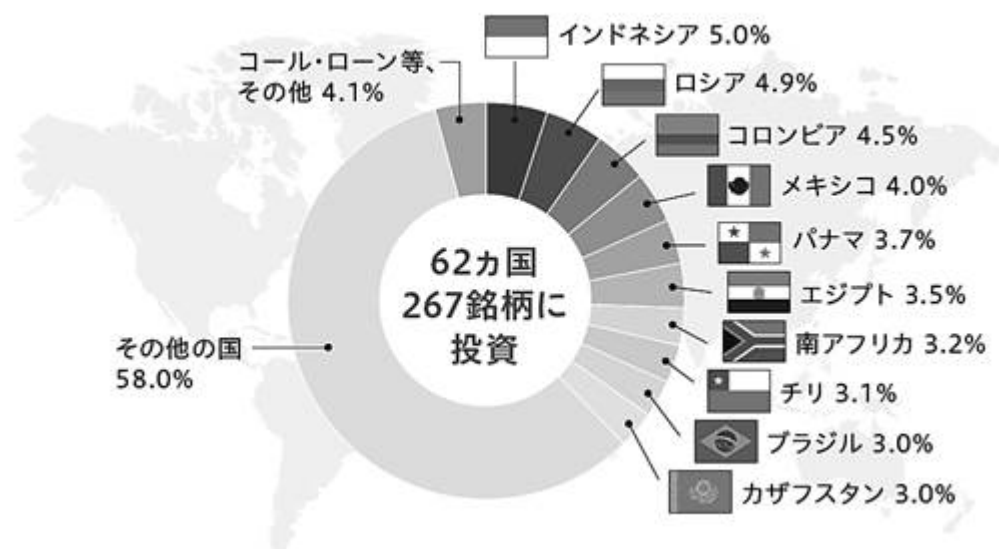
- ・新興国とは、一般的に先進国と比較して経済や証券市場が未成熟でも経済が急成長しているか、その可能性が高い発展途上国や地域を指します。
- ・ソブリン債券とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が発行する債券の総称です。準ソブリン債券とは、各国の中央政府やそれに準ずる機関が株式等資本の過半数を直接・間接的に保有し、実質的に支配している企業が発行する債券とします。
- ・流動性の確保と安定性に配慮するため、米国国債などに投資する場合があります。

■新興国ソブリン債券について

- ・新興国では、先進国より魅力的な利回りのソブリン債券が多く発行されています。
- ・様々な信用格付のソブリン債券が混在するため、割安な銘柄の発掘機会が多い市場です。
- ・信用格付・利回り・価格の動きが様々な債券が存在し、投資の分散効果が期待できます。

○投資にあたっては、地域別、国別および銘柄別に分散を図ります。

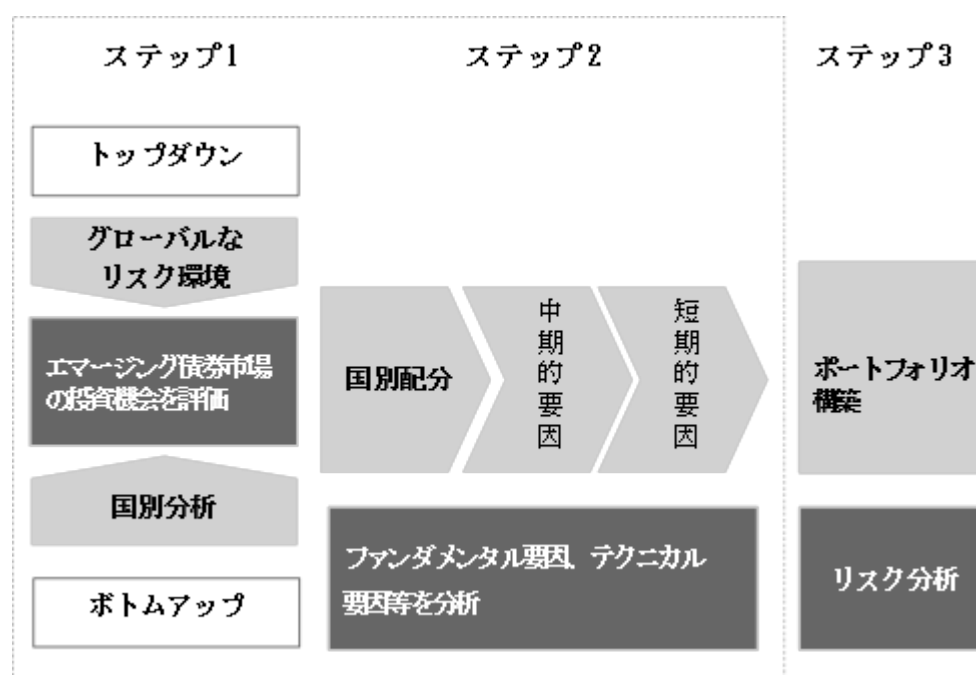
国別構成比(2019年6月末日現在)



※ファンドの主要投資対象であるピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンドの状況。

※構成比は四捨五入して表示しているため、それを用いて計算すると誤差が生じる場合があります。

＜マザーファンドの投資プロセス＞



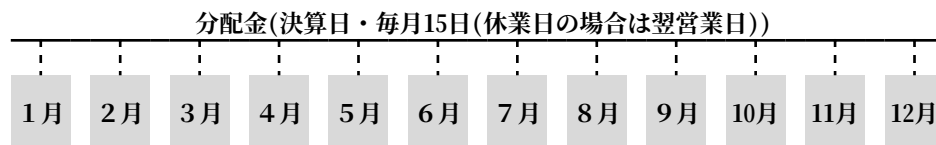
※投資プロセスは、2019年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

b 原則として為替ヘッジを行いません

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

c 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います

○毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

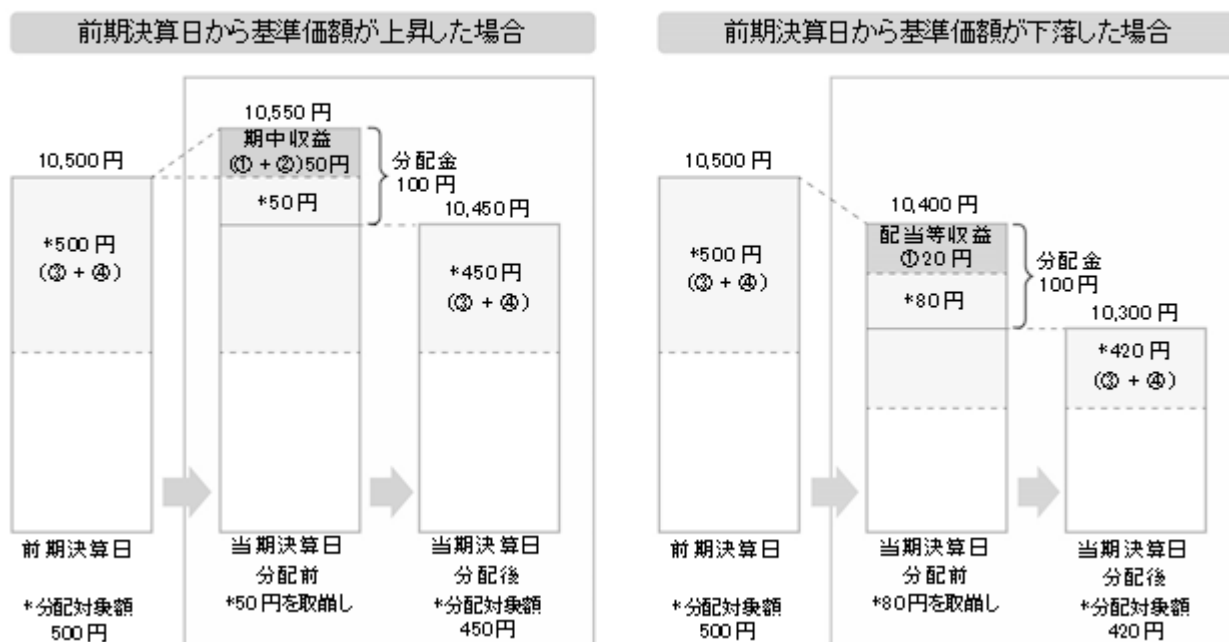
[収益分配金に関する留意事項]

○分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



○分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

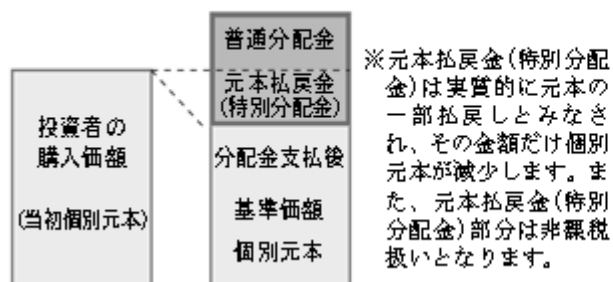


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

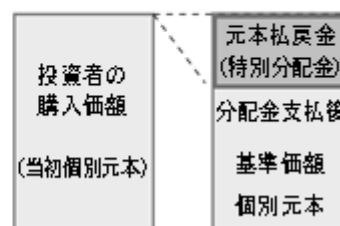
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「4手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。

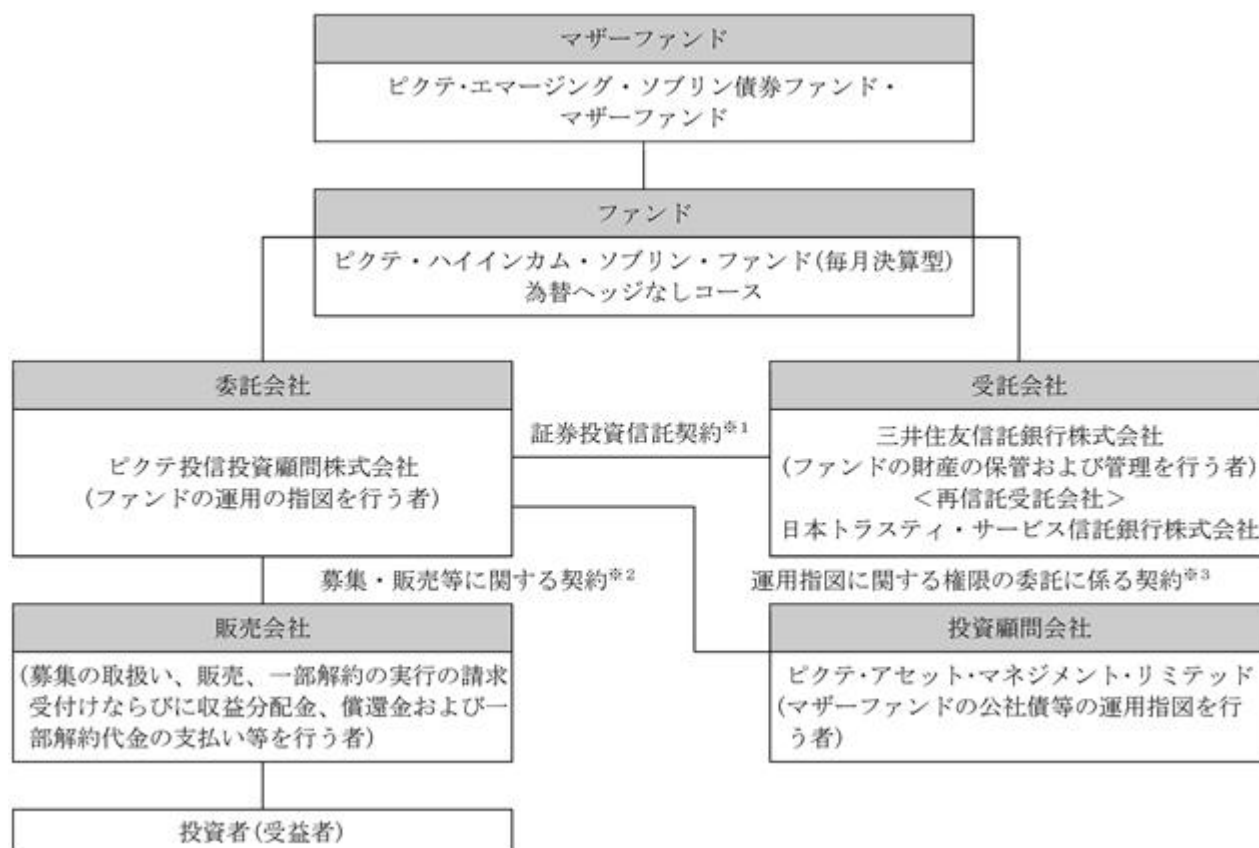
※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2003年6月6日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人

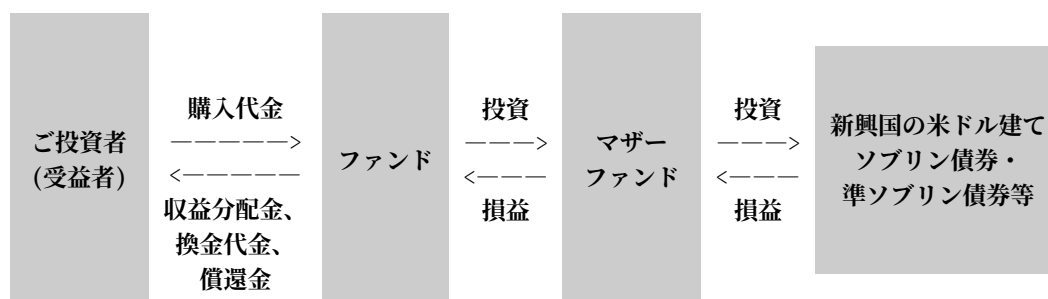


※1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

※3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定されています。

- ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象としたファミリーファンド方式で運用を行います。なお、直接公社債に投資を行う場合があります。
- ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



② 委託会社の概況(2019年6月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：1981年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986年 ピクテジャパン株式会社設立
1987年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997年 投資信託委託業務の免許取得
2011年 大阪事務所開設
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エイ	スイス連邦 1227 ジュネーブ カルージュ アカシア通り60	普通株式 800株 A種優先株式 763株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、主として米ドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。

② 投資態度

- a マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の米ドル建てソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
- b 債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- c 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- d 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資態度>

- a 主として新興国の米ドル建てのソブリン債券および準ソブリン債券に投資し、利子等収益の確保と売買益の獲得を目指します。
- b 流動性の確保と安定性に配慮するため、米国国債などに投資する場合があります。
- c 投資にあたっては、地域別、国別および銘柄別に分散を図ります。
- d 債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- f 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（a）有価証券

（b）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りします。）

（c）金銭債権（（a）、（b）および（d）に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

（d）約束手形（（a）に掲げるものに該当するものを除きます。）

b 次に掲げる特定資産以外の資産

（a）為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a 転換社債の転換ならびに新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限りします。）の行使により取得した株券

b 国債証券

c 地方債証券

d 特別の法律により法人の発行する債券

e 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g コマーシャル・ペーパー

h 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからgまでの証券または証書の性質を有するもの

i 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

j 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

k 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

l オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

m 預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

n 外国法人が発行する譲渡性預金証書

o 特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第13号で定めるものをいいます。）

p 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

q 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定めるものをいいます。）

r 外国の者に対する権利で、oからqまでの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書、hならびにmの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびhならびにmの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、iおよびjの証券を以下「投資信託証券」といいます。

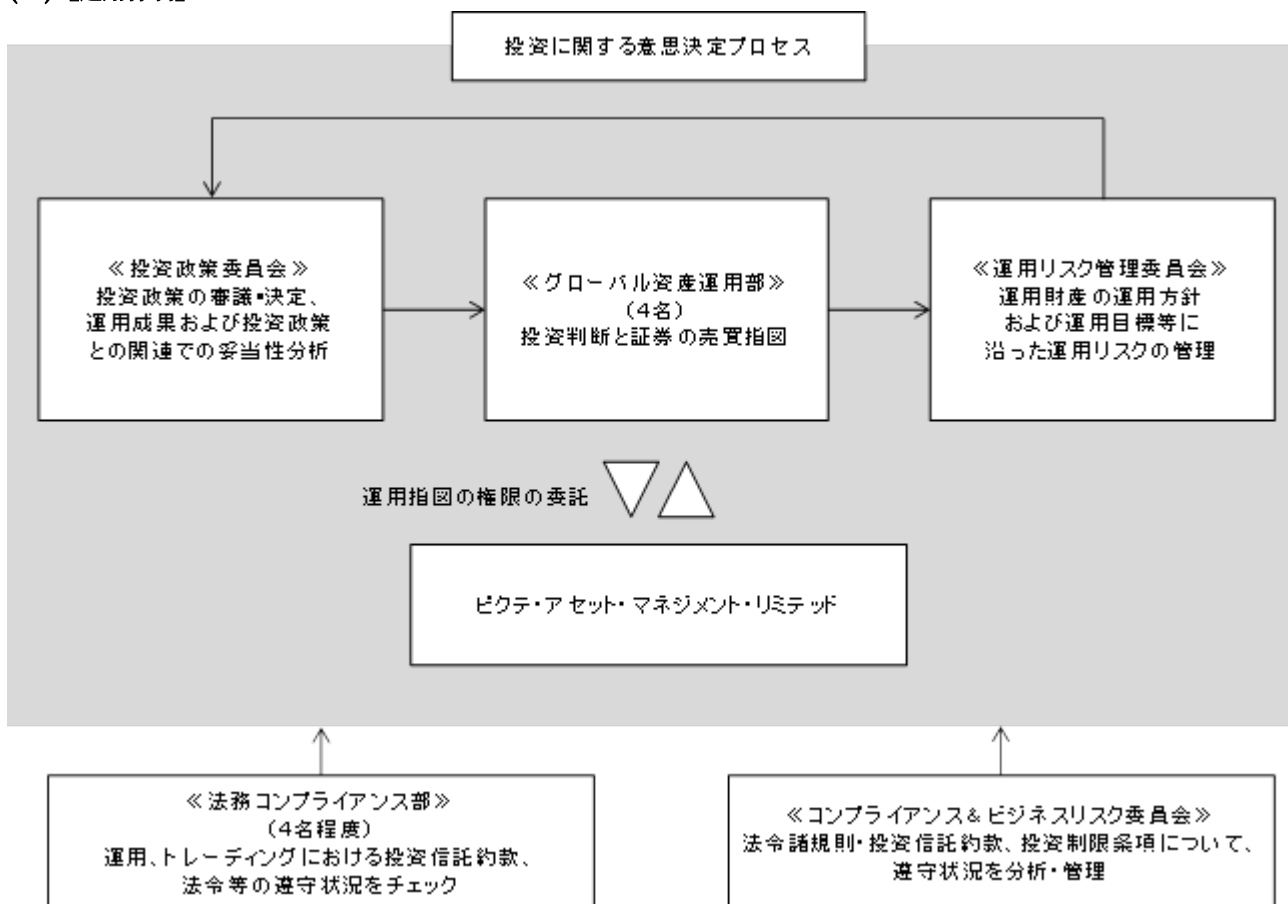
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a 預金

b 指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- c コール・ローン
 - d 手形割引市場において売買される手形
 - e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの
- ④ ②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ⑤ その他
- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 - b 委託会社は、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
 - c 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - d 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - e 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - f 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 - g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
 - h 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
 - i 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - j 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - k 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

- ・マザーファンドの運用にあたっては、公社債等の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
- ・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(4名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス&ビジネスリスク委員会および投資政策委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、2019年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4) 【分配方針】

- ① 毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - a 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - b 収益分配金額は、経費控除後の利子等収益を中心に、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

c 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

a 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

b 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④ ファンドの決算日

毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤ 収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

① 株式への実質投資割合(投資信託約款)

転換社債を転換ならびに新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したもの限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

② 投資する株式の範囲(投資信託約款)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合(投資信託約款)

取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合(投資信託約款)

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

⑦ デリバティブの利用(投資信託約款)

ヘッジ目的に限定しません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ 信用取引の指図範囲(投資信託約款)

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑩ スワップ取引の運用指図(投資信託約款)

スワップ取引の契約期限は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑪ 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡し取引および為替先渡し取引の決済日は、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

⑫ デリバティブ取引に係る投資制限(投資信託約款)

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内とします。

b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%以内とします。

⑭ 公社債の空売りの指図範囲(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑮ 公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

⑯ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰ 資金の借入れ(投資信託約款)

a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑱ 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。

ファンドは、実質的に公社債等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている公社債の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様への投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

a 金利変動リスク

- ・金利変動リスクとは、金利変動により債券の価格が変動するリスクをいいます。一般的に債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向がありますが、金利が上昇した場合には下落する傾向があります。債券価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ファンドは実質的に米ドル建て債券を主要投資対象とするため、米国国債金利の変動の影響を受けます。

b 信用リスク

- ・信用リスクとは、債券の発行体の財務状況等の悪化により利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなるリスク(債務不履行)、または債務不履行に陥ると予想される場合に債券の価格が下落するリスクをいいます。これらの場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

c 新興国債券への投資に伴うリスク

- ・新興国債券は信用格付がより上位の債券に比べて通常高い利回りを提供する一方、債券価格がより大きく変動することがあります。
 - ・一般に先進国の証券市場に比べ、債券の発行体等に対する投資者の権利保全措置や投資者の権利を迅速かつ公正に実現、執行する裁判制度が未発達であると考えられ、元利金支払いの不履行および遅延が生じた場合、投資資金の回収が困難になる可能性も含まれます。
 - ・外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治・経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、債券価格が大きく変動する可能性があります。
- ※その他、状況によっては、投資判断に際して正確な情報を十分確保できない場合や、保有債券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合などがあります。

d 為替変動リスク

- ・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- ・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

e 有価証券先物取引等に伴うリスク

- ・ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

f 流動性リスク

- ・市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

g 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

- ・解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することならびにすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消することがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。た

だし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

- ・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

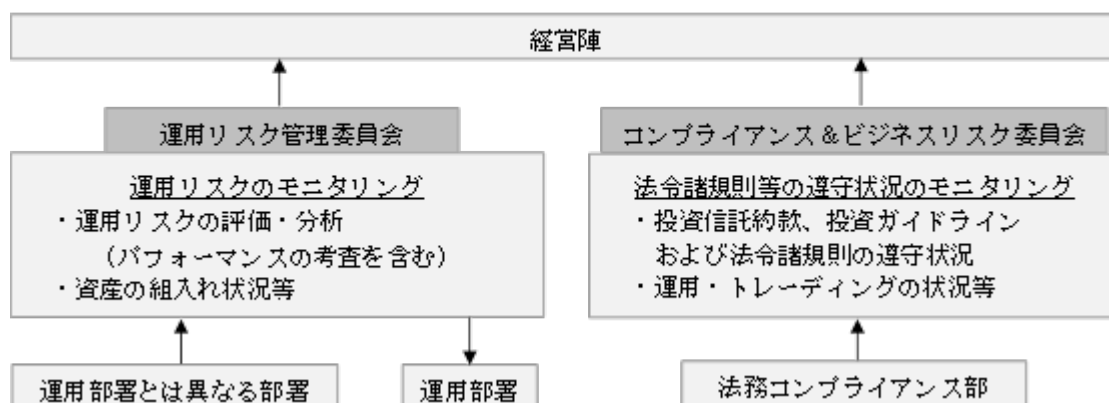
ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

（２）リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

- ファンドの運用におけるリスクの評価・分析（パフォーマンスの考査を含みます。）および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。
- モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス&ビジネスリスク委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

<リスクの管理体制図>

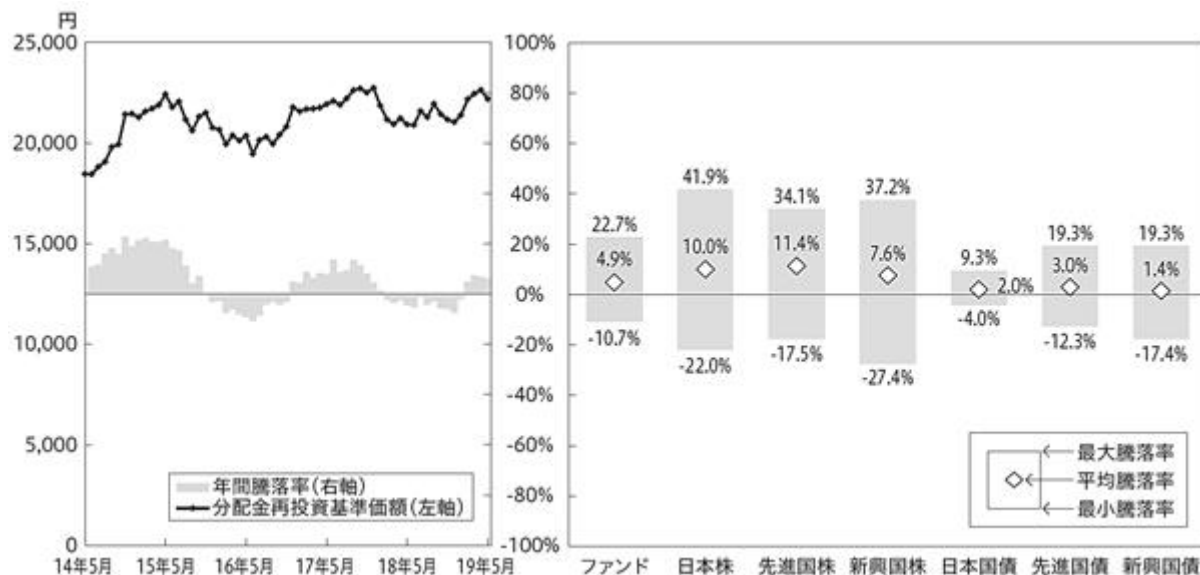


※リスクの管理体制は、2019年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率
および分配金再投資基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
(2014年6月～2019年5月)



上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注)「分配金再投資基準価額」とは、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なります。

※2014年6月～2019年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

- 日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
- 新興国株 MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
- 日本国債 NOMURA-BPI国債
- 先進国債 FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
- 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算)

(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

—— 上記各指数について ——

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。

■FTSE世界国債指数(除く日本)：FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

3.24%^{*}（税抜3.0%）の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を発行価格に乗じて得た額とします。

※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

※償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

申込手数料は、投資信託を購入する際の商品等の説明や事務手続等の対価として、販売会社に支払う手数料です。

（２）【換金(解約)手数料】

解約時の手数料は、ありません。

ただし、解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入の有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.052%^{*}（税抜1.9%）の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとし、委託会社と各販売会社の配分は各販売会社の取扱い純資産総額に応じて計算するものとします。

※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、2.09%となります。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

	委託会社	各販売会社	受託会社
各販売会社の 取扱い純資産総額	ファンドの運用とそれに 伴う調査、受託会社への 指図、各種情報提供等、 基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付 運用報告書等各種書類の 送付、口座内でのファン ドの管理および事務手続 等	ファンドの財産の保管・ 管理、委託会社からの指 図の実行等
50億円以下の部分	年率0.9%	年率0.9%	年率0.1%
50億円超500億円以下の部分	年率0.8%	年率1.0%	
500億円超1,000億円以下の部分	年率0.7%	年率1.1%	
1,000億円超の部分	年率0.6%	年率1.2%	

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純

資産総額の年率0.054%^{*}（税抜0.05%）相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。

＊2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、0.055%となります。

ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上され、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等（これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）が、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益（法人の受益者の場合は、個別元本超過額）が課税の対象となります。

なお、収益分配金のうちの元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

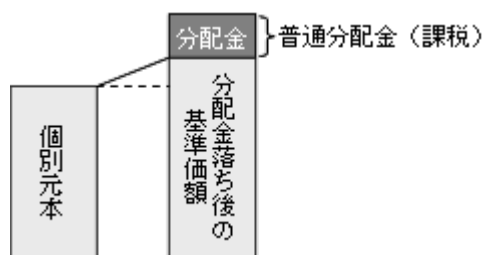
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い（配当所得）となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

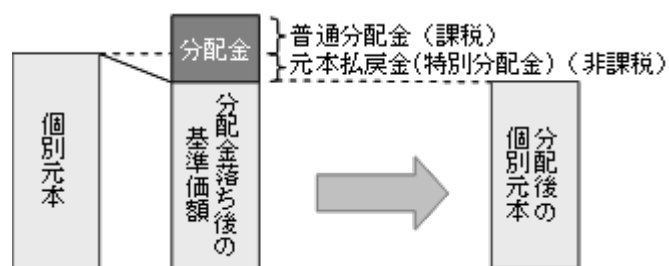
- ① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞



- ② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
- ③ なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

- ① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

<解約時および償還時の課税>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

- ① 収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。))を選択することもできます)。
- ② 解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年1月1日から 2037年12月31日まで	15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%)
2038年1月1日以降	15% (所得税15%)

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2019年6月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2019年5月31日現在です。

・投資比率はファンドまたはマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,583,251,535	99.53
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	16,984,921	0.47
合計(純資産総額)		3,600,236,456	100.00

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	ロシア	517,523,782	4.15
	エジプト	487,213,486	3.91
	ルーマニア	451,814,824	3.62
	コロンビア	427,971,393	3.43
	パナマ	381,016,802	3.05
	ブラジル	368,398,123	2.95
	ハンガリー	363,203,698	2.91
	アルゼンチン	358,853,909	2.88
	ウルグアイ	357,233,437	2.86
	ドミニカ共和国	342,512,638	2.75
	メキシコ	325,575,657	2.61
	南アフリカ	284,186,177	2.28
	ペルー	283,440,943	2.27
	ウクライナ	272,048,856	2.18
	カザフスタン	268,413,185	2.15
	カタール	248,520,097	1.99
	エクアドル	241,552,837	1.94
	ポーランド	238,929,794	1.92
	ナイジェリア	232,277,359	1.86
	スリランカ	225,130,279	1.80
	クロアチア	219,250,396	1.76
	オマーン	186,112,129	1.49
	チリ	180,875,032	1.45
	アンゴラ共和国	171,436,235	1.37
	コートジボワール	157,149,533	1.26
	エルサルバドル	139,936,127	1.12

	パラグアイ	134,839,239	1.08
	ガーナ	131,482,054	1.05
	サウジアラビア	128,277,093	1.03
	ジャマイカ	127,792,955	1.02
	アゼルバイジャン	127,281,808	1.02
	インドネシア	121,643,315	0.98
	コスタリカ	114,311,165	0.92
	ボリビア	111,711,612	0.90
	エチオピア連邦	105,325,710	0.84
	セネガル共和国	100,851,792	0.81
	ケニア	99,606,728	0.80
	パキスタン	97,945,003	0.79
	リトアニア	92,844,453	0.74
	ベラルーシ共和国	85,981,566	0.69
	レバノン	85,592,791	0.69
	モンゴル国	80,893,592	0.65
	セルビア	78,477,173	0.63
	イラク	77,197,224	0.62
	ガボン共和国	73,952,513	0.59
	ザンビア	72,745,616	0.58
	ベネズエラ	66,847,394	0.54
	バーレーン	56,826,737	0.46
	グアテマラ	53,586,400	0.43
	ウズベキスタン	53,309,249	0.43
	ナミビア	53,280,192	0.43
	ヨルダン	41,893,629	0.34
	ホンジュラス	41,121,876	0.33
	アルメニア共和国	36,964,774	0.30
	トリニダードトバゴ	32,475,983	0.26
	カメルーン共和国	23,184,320	0.19
	パプアニューギニア	22,856,240	0.18
	タジキスタン	20,297,216	0.16
	小計	10,281,974,140	82.44
特殊債券	フィリピン	312,522,446	2.51
	南アフリカ	66,757,718	0.54
	インドネシア	58,824,744	0.47
	メキシコ	21,758,266	0.17
	チュニジア	19,457,331	0.16
	コスタリカ	17,510,723	0.14
	小計	496,831,228	3.98
社債券	インドネシア	433,092,940	3.47
	メキシコ	305,389,008	2.45
	チリ	186,694,996	1.50

	カザフスタン	122,949,303	0.99
	ペルー	83,635,466	0.67
	アゼルバイジャン	49,868,160	0.40
	ベネズエラ	36,680,875	0.29
	グルジア	35,265,319	0.28
	南アフリカ	24,004,520	0.19
	小計	1,277,580,587	10.24
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	416,437,005	3.34
合計(純資産総額)		12,472,822,960	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	316,964,593	2.54
	売建	アメリカ	41,235,555	△0.33

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド	1,179,438,312	3.0242	3,566,857,344	3.0381	3,583,251,535	99.53

b 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

a 評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 または 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	フィリピン	特殊 債券	9.625% NATIONAL POWER CO	2,000,000	15,533.60	310,672,075	15,626.12	312,522,446	9.625	2028/ 5 /15	2.51
2	インドネシア	社債券	5.71% INDONESIA ASAHAN A	1,800,000	11,691.67	210,450,197	11,733.23	211,198,219	5.710	2023/11/15	1.69
3	ペルー	国債 証券	5.625% REP OF PERU	1,360,000	14,018.17	190,647,179	14,161.02	192,589,959	5.625	2050/11/18	1.54
4	スリランカ	国債 証券	7.85% REPUBLIC OF SRI LA	1,317,000	10,989.58	144,732,853	10,978.65	144,588,826	7.850	2029/ 3 /14	1.16
5	カタール	国債 証券	4.817% STATE OF QATAR	1,195,000	11,783.54	140,813,303	12,002.26	143,427,007	4.817	2049/ 3 /14	1.15
6	オマーン	国債 証券	5.375% OMAN GOV INTERNTL	1,300,000	10,110.33	131,434,316	9,992.22	129,898,902	5.375	2027/ 3 /8	1.04

7	ルーマニア	国債証券	5.125% ROMANIA GOVT	1,150,000	11,247.81	129,349,914	11,257.51	129,461,461	5.125	2048/ 6 /15	1.04
8	ナイジェリア	国債証券	8.747% REPUBLIC OF NIGER	1,100,000	11,716.83	128,885,134	11,619.50	127,814,500	8.747	2031/ 1 /21	1.02
9	ハンガリー	国債証券	7.625% HUNGARY GOVT	750,000	16,687.78	125,158,419	16,685.05	125,137,914	7.625	2041/ 3 /29	1.00
10	インドネシア	国債証券	4.625% INDONESIA GOVT	1,100,000	10,960.05	120,560,651	11,058.48	121,643,315	4.625	2043/ 4 /15	0.98
11	アンゴラ共和国	国債証券	9.375% REPUBLIC OF ANGOL	1,040,000	11,236.74	116,862,096	11,136.12	115,815,739	9.375	2048/ 5 /8	0.93
12	ロシア	国債証券	5.1% RUSSIA GOVT	1,000,000	11,190.80	111,908,088	11,410.62	114,106,224	5.100	2035/ 3 /28	0.91
13	チリ	国債証券	3.125% CHILE GOVT	1,000,000	11,022.39	110,223,944	11,126.28	111,262,864	3.125	2026/ 1 /21	0.89
14	エチオピア連邦	国債証券	6.625% FED REP OF ETHIOP	950,000	11,077.07	105,232,207	11,086.91	105,325,710	6.625	2024/12/11	0.84
15	ルーマニア	国債証券	6.125% ROMANIA	800,000	12,889.85	103,118,824	12,912.13	103,297,081	6.125	2044/ 1 /22	0.83
16	セネガル共和国	国債証券	6.25% SENEGAL GOVT	1,000,000	10,252.50	102,525,000	10,085.17	100,851,792	6.250	2033/ 5 /23	0.81
17	ウルグアイ	国債証券	5.1% REP OF URUGUAY	858,747	11,479.65	98,581,203	11,684.02	100,336,190	5.100	2050/ 6 /18	0.80
18	インドネシア	社債券	6.53% INDONESIA ASAHAN A	800,000	12,342.36	98,738,957	12,342.36	98,738,957	6.530	2028/11/15	0.79
19	パキスタン	国債証券	7.875% REP OF PAKISTAN	920,000	10,751.18	98,910,871	10,646.19	97,945,003	7.875	2036/ 3 /31	0.79
20	ハンガリー	国債証券	5.375% HUNGARY GOVT	800,000	12,067.87	96,543,008	12,089.74	96,717,984	5.375	2024/ 3 /25	0.78
21	ルーマニア	国債証券	4.375% ROMANIA	850,000	11,365.78	96,609,171	11,352.66	96,497,624	4.375	2023/ 8 /22	0.77
22	エジプト	国債証券	7.903% EGYPT GOVT	900,000	10,177.04	91,593,374	10,342.17	93,079,576	7.903	2048/ 2 /21	0.75
23	ルーマニア	国債証券	4.875% ROMANIA	800,000	11,616.21	92,929,753	11,595.44	92,763,526	4.875	2024/ 1 /22	0.74
24	サウジアラビア	国債証券	4.375% SAUDI INTERNATION	800,000	11,455.46	91,643,680	11,530.91	92,247,347	4.375	2029/ 4 /16	0.74
25	エジプト	国債証券	7.6003% EGYPT GOVT	787,000	10,895.53	85,747,875	10,978.65	86,401,979	7.600	2029/ 3 /1	0.69
26	ベラルーシ共和国	国債証券	6.875% REP OF BELARUS	750,000	11,407.34	85,555,062	11,464.20	85,981,566	6.875	2023/ 2 /28	0.69
27	レバノン	国債証券	6.65% LEBANESE REP	1,050,000	8,230.43	86,419,553	8,151.69	85,592,791	6.650	2030/ 2 /26	0.69
28	カザフスタン	国債証券	5.125% REP OF KAZAKHSTAN	700,000	12,051.47	84,360,304	12,029.60	84,207,200	5.125	2025/ 7 /21	0.68
29	ウルグアイ	国債証券	4.375% REP OF URUGUAY	718,624	11,411.71	82,007,330	11,455.46	82,321,685	4.375	2027/10/27	0.66
30	ポーランド	国債証券	5% REPUBLIC OF POLAND	700,000	11,616.21	81,313,535	11,622.78	81,359,466	5.000	2022/ 3 /23	0.65

b 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
----	---------

国債証券	82.44
特殊債券	3.98
社債券	10.24
合計	96.66

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (各通貨)	契約額等(円)	評価額 (各通貨)	評価額(円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	売建	3	米ドル	372,838.05	40,773,569	377,062.5	41,235,555	△0.33
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR NOTE	買建	23	米ドル	2,865,656.25	313,388,167	2,898,359.49	316,964,593	2.54

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2019年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		1万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第13特定期間末（2009年11月16日）	29,874	30,112	7,512	7,572
第14特定期間末（2010年5月17日）	28,157	28,376	7,713	7,773
第15特定期間末（2010年11月15日）	23,750	23,947	7,231	7,291
第16特定期間末（2011年5月16日）	19,730	19,907	6,703	6,763
第17特定期間末（2011年11月15日）	15,432	15,581	6,210	6,270
第18特定期間末（2012年5月15日）	13,241	13,367	6,300	6,360
第19特定期間末（2012年11月15日）	11,617	11,706	6,478	6,528
第20特定期間末（2013年5月15日）	11,757	11,816	8,012	8,052
第21特定期間末（2013年11月15日）	9,363	9,416	7,047	7,087
第22特定期間末（2014年5月15日）	8,174	8,219	7,318	7,358
第23特定期間末（2014年11月17日）	8,021	8,051	8,145	8,175
第24特定期間末（2015年5月15日）	7,149	7,175	8,230	8,260
第25特定期間末（2015年11月16日）	6,346	6,370	7,929	7,959
第26特定期間末（2016年5月16日）	5,281	5,296	7,329	7,349
第27特定期間末（2016年11月15日）	4,783	4,797	7,179	7,199
第28特定期間末（2017年5月15日）	4,760	4,772	7,843	7,863
第29特定期間末（2017年11月15日）	4,477	4,488	7,854	7,874
第30特定期間末（2018年5月15日）	3,832	3,843	7,201	7,221
第31特定期間末（2018年11月15日）	3,667	3,677	7,203	7,223
第32特定期間末（2019年5月15日）	3,611	3,620	7,309	7,329

2018年 5月末日	3,769	—	7,148	—
6月末日	3,729	—	7,118	—
7月末日	3,811	—	7,334	—
8月末日	3,729	—	7,211	—
9月末日	3,807	—	7,417	—
10月末日	3,680	—	7,219	—
11月末日	3,607	—	7,116	—
12月末日	3,543	—	7,051	—
2019年 1月末日	3,581	—	7,147	—
2月末日	3,677	—	7,393	—
3月末日	3,699	—	7,461	—
4月末日	3,705	—	7,504	—
5月末日	3,600	—	7,335	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	1万口当たりの分配金(円)
第13特定期間	2009年5月16日～2009年11月16日	360円
第14特定期間	2009年11月17日～2010年5月17日	360円
第15特定期間	2010年5月18日～2010年11月15日	360円
第16特定期間	2010年11月16日～2011年5月16日	360円
第17特定期間	2011年5月17日～2011年11月15日	360円
第18特定期間	2011年11月16日～2012年5月15日	360円
第19特定期間	2012年5月16日～2012年11月15日	320円
第20特定期間	2012年11月16日～2013年5月15日	260円
第21特定期間	2013年5月16日～2013年11月15日	240円
第22特定期間	2013年11月16日～2014年5月15日	240円
第23特定期間	2014年5月16日～2014年11月17日	220円
第24特定期間	2014年11月18日～2015年5月15日	180円
第25特定期間	2015年5月16日～2015年11月16日	180円
第26特定期間	2015年11月17日～2016年5月16日	140円
第27特定期間	2016年5月17日～2016年11月15日	120円
第28特定期間	2016年11月16日～2017年5月15日	120円
第29特定期間	2017年5月16日～2017年11月15日	120円
第30特定期間	2017年11月16日～2018年5月15日	120円
第31特定期間	2018年5月16日～2018年11月15日	120円
第32特定期間	2018年11月16日～2019年5月15日	120円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第13特定期間	2009年5月16日～2009年11月16日	6.97
第14特定期間	2009年11月17日～2010年5月17日	7.47
第15特定期間	2010年5月18日～2010年11月15日	△1.58
第16特定期間	2010年11月16日～2011年5月16日	△2.32

第17特定期間	2011年5月17日～2011年11月15日	△1.98
第18特定期間	2011年11月16日～2012年5月15日	7.25
第19特定期間	2012年5月16日～2012年11月15日	7.90
第20特定期間	2012年11月16日～2013年5月15日	27.69
第21特定期間	2013年5月16日～2013年11月15日	△9.05
第22特定期間	2013年11月16日～2014年5月15日	7.25
第23特定期間	2014年5月16日～2014年11月17日	14.31
第24特定期間	2014年11月18日～2015年5月15日	3.25
第25特定期間	2015年5月16日～2015年11月16日	△1.47
第26特定期間	2015年11月17日～2016年5月16日	△5.80
第27特定期間	2016年5月17日～2016年11月15日	△0.41
第28特定期間	2016年11月16日～2017年5月15日	10.92
第29特定期間	2017年5月16日～2017年11月15日	1.67
第30特定期間	2017年11月16日～2018年5月15日	△6.79
第31特定期間	2018年5月16日～2018年11月15日	1.69
第32特定期間	2018年11月16日～2019年5月15日	3.14

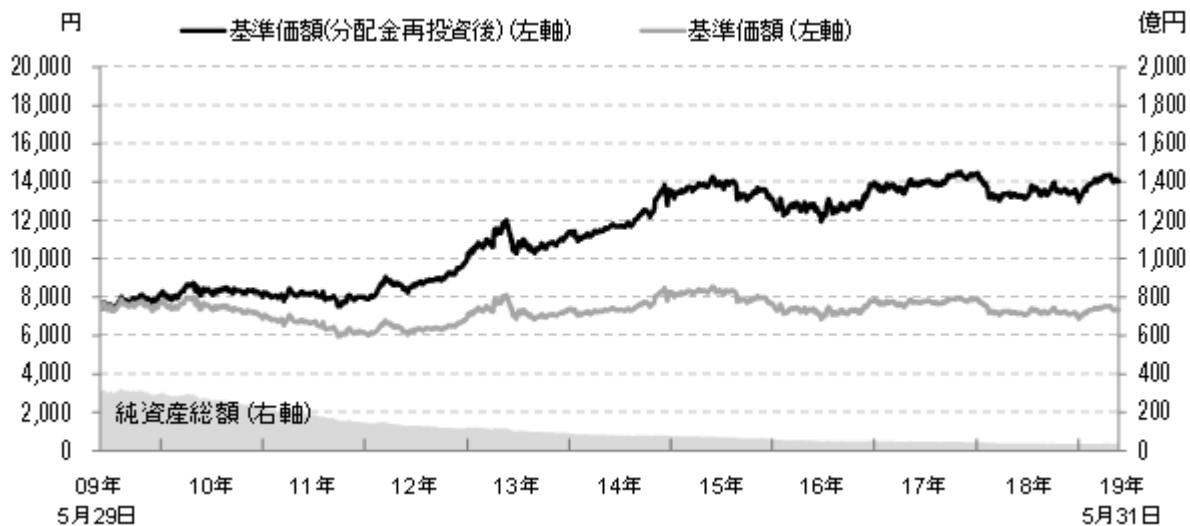
(注)収益率の計算方法：(特定期間末の基準価額(当該期間の分配金を加算した額)－前特定期間末の基準価額(分配落ち))÷前特定期間末の基準価額(分配落ち)×100

(4)【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第13特定期間	1,477,606,244	3,079,876,311
第14特定期間	505,436,559	3,767,384,137
第15特定期間	470,978,369	4,134,211,650
第16特定期間	852,728,272	4,263,382,665
第17特定期間	503,872,741	5,088,302,068
第18特定期間	380,648,648	4,210,369,274
第19特定期間	372,348,097	3,459,671,644
第20特定期間	232,907,664	3,490,323,331
第21特定期間	671,395,715	2,058,562,203
第22特定期間	175,927,321	2,292,847,262
第23特定期間	196,300,778	1,518,634,698
第24特定期間	151,916,856	1,312,957,116
第25特定期間	110,242,840	793,438,794
第26特定期間	67,321,851	864,608,842
第27特定期間	88,891,373	631,628,134
第28特定期間	68,571,871	663,026,293
第29特定期間	81,787,006	450,382,845
第30特定期間	63,682,819	442,355,249
第31特定期間	74,376,217	305,078,190
第32特定期間	79,334,756	230,185,925

<参考情報：運用実績>（2019年5月31日現在）

① 基準価額・純資産の推移



基準価額および基準価額(分配金再投資後)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額(分配金再投資後)は、上記期間中において、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。

② 分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第1期～第186期(計)	8,821 円
第187期 19年1月	20 円
第188期 19年2月	20 円
第189期 19年3月	20 円
第190期 19年4月	20 円
第191期 19年5月	20 円
直近1年間 累計	240 円
設定来 累計	8,921 円

③ 主要な資産の状況

○ファンドの主要投資対象であるピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンドの状況です。

[組入上位10銘柄]

	組入銘柄	利率	償還日	構成比
1	パワーセクターアセット&ライアビリティーズマネジメント	9.625%	2028.05.15	2.5%
2	インドネシア・アサハン・アルミニウム	5.710%	2023.11.15	1.7%
3	ペルー国債	5.625%	2050.11.18	1.5%
4	スリランカ国債	7.850%	2029.03.14	1.2%
5	カタール国債	4.817%	2049.03.14	1.1%
6	オマーン国債	5.375%	2027.03.08	1.0%
7	ルーマニア国債	5.125%	2048.06.15	1.0%
8	ナイジェリア国債	8.747%	2031.01.21	1.0%
9	ハンガリー国債	7.625%	2041.03.29	1.0%
10	インドネシア国債	4.625%	2043.04.15	1.0%

[組入上位10ヵ国]

	国名	構成比
1	メキシコ	5.2%
2	インドネシア	4.9%
3	ロシア	4.1%
4	エジプト	3.9%

5	ルーマニア	3.6%
6	コロンビア	3.4%
7	カザフスタン	3.1%
8	パナマ	3.1%
9	南アフリカ	3.0%
10	ブラジル	3.0%

構成比は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の割合です。

④ 年間収益率の推移



税引前分配金を再投資したものと計算しています。2019年は5月31日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、取得申込みの受付は行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。
- ・取得申込みの受付は原則として午後3時までとします(取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の2コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
-------	---------------

自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース
-------------	--------------------------

- ・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
- ・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約[※]」を締結していただきます。
- ・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的を受取るための「定期引出契約[※]」を締結することができる場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関

等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消すことがあります。

<申込単位>

- ・販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

- ・自動購入サービス契約[※]を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にてご確認ください。

<申込価額>

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

<申込手数料>

- ・3.24%^{*}(税抜3.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を申込価額に乗じて得た額とします(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます)。

※2019年10月1日以降、消費税等の税率が10%となった場合は、3.3%となります。

※詳しくは、販売会社にてご確認ください。

<払込期日、払込取扱場所>

- ・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

<換金手続き(解約請求)>

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める1口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては1円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、ロンドン証券取引所またはニューヨーク証券取引所の休業日においては、解約請求の受け付けは行いません。
- ・解約請求の受け付けは原則として午後3時までとします(解約請求の受け付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消すことがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

<解約価額>

- ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]を控除した価額とします。

※「信託財産留保額」とは、解約による組入有価証券などの売却等費用について受益者間の公平性を確保するため、投資信託を途中解約される受益者の解約代金から差し引いて、残存受益者の投資信託財産に繰り入れる金額をいいます。

- ・解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

<解約手数料>

- ・ありません。

<信託財産留保額>

- ・解約時に解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

<解約代金のお支払い>

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

<大口解約の制限>

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価[※]して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は1万口当たり換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象であるマザーファンド受益証券については、計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主要投資対象である公社債は、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しません。)または価格情報会社の提供する価額等で評価します。また、先物取引・オプション取引については、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によって評価します。

② 基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③ 基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで) ホームページおよび携帯サイト<https://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ハイソブなし」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2003年6月6日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ①ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2003年7月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

- a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
- b 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- d 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

④ 異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 運用報告書の作成

- a 委託会社は、毎年5月、11月の決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- b 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.pictet.co.jp>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の3ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2018年11月16日から2019年5月15日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしコース

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2018年11月15日現在]	当期 [2019年 5月15日現在]
資産の部		
流動資産		
金銭信託	35,887,750	—
コール・ローン	—	34,066,998
親投資信託受益証券	3,649,265,042	3,593,209,859
未収入金	710,000	470,000
流動資産合計	3,685,862,792	3,627,746,857
資産合計	3,685,862,792	3,627,746,857
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,183,196	9,881,493
未払解約金	1,827,749	476,006
未払受託者報酬	337,600	327,309
未払委託者報酬	6,076,824	5,891,543
未払利息	—	99
その他未払費用	132,225	153,172
流動負債合計	18,557,594	16,729,622
負債合計	18,557,594	16,729,622
純資産の部		
元本等		
元本	5,091,598,038	4,940,746,869
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,424,292,840	△1,329,729,634
（分配準備積立金）	65,677,191	80,901,820
元本等合計	3,667,305,198	3,611,017,235
純資産合計	3,667,305,198	3,611,017,235
負債純資産合計	3,685,862,792	3,627,746,857

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2018年 5月16日 至 2018年11月15日	当期 自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	102,056,481	150,424,817
営業収益合計	102,056,481	150,424,817
営業費用		
支払利息	8,109	7,247
受託者報酬	2,043,315	1,949,289
委託者報酬	36,779,629	35,087,205
その他費用	797,194	906,843
営業費用合計	39,628,247	37,950,584
営業利益又は営業損失（△）	62,428,234	112,474,233
経常利益又は経常損失（△）	62,428,234	112,474,233
当期純利益又は当期純損失（△）	62,428,234	112,474,233
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	221,181	218,049
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,489,457,339	△1,424,292,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	85,624,444	63,486,955
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	85,624,444	63,486,955
剰余金減少額又は欠損金増加額	20,654,098	21,324,001
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	20,654,098	21,324,001
分配金	62,012,900	59,855,932
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,424,292,840	△1,329,729,634

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2018年11月15日現在	当期 2019年5月15日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	5,322,300,011円	5,091,598,038円
期中追加設定元本額	74,376,217円	79,334,756円
期中一部解約元本額	305,078,190円	230,185,925円
2. 受益権の総数	5,091,598,038口	4,940,746,869口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,424,292,840円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,329,729,634円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2018年5月16日 至 2018年11月15日	当期 自 2018年11月16日 至 2019年5月15日
1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当該親投資信託受益証券に係る信託財産の純資産総額のうち、当ファンドに対応する部分の年率0.50%以内の額	1. 主要投資対象である親投資信託受益証券において、信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 第180期 (2018年5月16日から2018年6月15日まで)	2. 分配金の計算過程 第186期 (2018年11月16日から2018年12月17日まで)
費用控除後の配当等収益額 A 11,016,703円	費用控除後の配当等収益額 A 11,305,943円
費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0円
有価証券売買等損益額	有価証券売買等損益額
収益調整金額 C 38,459,504円	収益調整金額 C 37,815,971円
分配準備積立金額 D 52,575,745円	分配準備積立金額 D 65,246,561円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 102,051,952円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 114,368,475円
当ファンドの期末残存口数 F 5,257,624,272口	当ファンドの期末残存口数 F 5,059,859,196口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 194.08円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 226.01円
10,000口当たり分配金額 H 20.00円	10,000口当たり分配金額 H 20.00円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,515,248円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,119,718円
第181期 (2018年6月16日から2018年7月17日まで)	第187期 (2018年12月18日から2019年1月15日まで)
費用控除後の配当等収益額 A 18,006,790円	費用控除後の配当等収益額 A 8,417,694円
費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の B 0円
有価証券売買等損益額	有価証券売買等損益額
収益調整金額 C 38,227,643円	収益調整金額 C 37,621,547円
分配準備積立金額 D 52,622,719円	分配準備積立金額 D 65,845,635円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 108,857,152円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 111,884,876円
当ファンドの期末残存口数 F 5,212,633,928口	当ファンドの期末残存口数 F 5,016,170,108口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 208.82円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F×10,000 223.04円
10,000口当たり分配金額 H 20.00円	10,000口当たり分配金額 H 20.00円
収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,425,267円	収益分配金金額 I=F×H/10,000 10,032,340円
第182期 (2018年7月18日から2018年8月15日まで)	第188期 (2019年1月16日から2019年2月15日まで)

費用控除後の配当等収益額	A	10,301,943円	費用控除後の配当等収益額	A	16,688,106円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	38,192,377円	収益調整金額	C	37,710,212円
分配準備積立金額	D	59,934,584円	分配準備積立金額	D	63,806,737円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	108,428,904円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	118,205,055円
当ファンドの期末残存口数	F	5,192,763,193口	当ファンドの期末残存口数	F	4,996,927,094口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	208.79円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	236.54円
10,000口当たり分配金額	H	20.00円	10,000口当たり分配金額	H	20.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,385,526円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,993,854円
第183期 (2018年8月16日から2018年9月18日まで)			第189期 (2019年2月16日から2019年3月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	15,705,044円	費用控除後の配当等収益額	A	15,017,851円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	38,026,229円	収益調整金額	C	37,652,621円
分配準備積立金額	D	59,172,700円	分配準備積立金額	D	69,851,873円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	112,903,973円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	122,522,345円
当ファンドの期末残存口数	F	5,140,218,977口	当ファンドの期末残存口数	F	4,959,991,413口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	219.63円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	247.01円
10,000口当たり分配金額	H	20.00円	10,000口当たり分配金額	H	20.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,280,437円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,919,982円
第184期 (2018年9月19日から2018年10月15日まで)			第190期 (2019年3月16日から2019年4月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	9,364,726円	費用控除後の配当等収益額	A	15,400,171円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	37,929,351円	収益調整金額	C	37,934,752円
分配準備積立金額	D	64,185,023円	分配準備積立金額	D	74,601,550円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	111,479,100円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,936,473円
当ファンドの期末残存口数	F	5,111,613,412口	当ファンドの期末残存口数	F	4,954,272,580口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	218.08円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	258.22円
10,000口当たり分配金額	H	20.00円	10,000口当たり分配金額	H	20.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,223,226円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,908,545円
第185期 (2018年10月16日から2018年11月15日まで)			第191期 (2019年4月16日から2019年5月15日まで)		
費用控除後の配当等収益額	A	12,872,752円	費用控除後の配当等収益額	A	11,027,168円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円	費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	37,936,294円	収益調整金額	C	38,006,445円
分配準備積立金額	D	62,987,635円	分配準備積立金額	D	79,756,145円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	113,796,681円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	128,789,758円
当ファンドの期末残存口数	F	5,091,598,038口	当ファンドの期末残存口数	F	4,940,746,869口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	223.48円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	260.65円
10,000口当たり分配金額	H	20.00円	10,000口当たり分配金額	H	20.00円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	10,183,196円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,881,493円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2018年5月16日 至 2018年11月15日	当期 自 2018年11月16日 至 2019年5月15日
--	-------------------------------------	-------------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、その他これらのリスクを増大させる新興国債券への投資に伴うリスク、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 自 2018年5月16日 至 2018年11月15日	当期 自 2018年11月16日 至 2019年5月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期(2018年11月15日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	24,155,653
合計	24,155,653

当期(2019年5月15日現在)

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△90,152,479
合計	△90,152,479

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	前期 (2018年11月15日現在)	当期 (2019年5月15日現在)
1口当たり純資産額	0.7203円	0.7309円
(1万口当たり純資産額)	(7,203円)	(7,309円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド	1,188,152,192	3,593,209,859	
合計		1,188,152,192	3,593,209,859	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

ファンドは、「ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同受益証券です。

なお、同投資信託受益証券の状況は以下の通りです。以下に記載した情報は監査対象外であります。

ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	[2018年11月15日現在]	[2019年5月15日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	513,706,501	216,364,043
金銭信託	20,001,626	-
コール・ローン	-	43,791,939
国債証券	5,027,049,957	10,095,201,893
特殊債券	150,160,343	494,809,333
社債券	666,334,118	1,275,726,863
派生商品評価勘定	1,248,591	4,412,216
未収入金	23,302,352	105,040,625
未収利息	72,968,112	164,107,028
前払費用	8,612,901	19,266,428
差入委託証拠金	7,311,695	25,242,719
流動資産合計	6,490,696,196	12,443,963,087
資産合計	6,490,696,196	12,443,963,087
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	156,297	-
未払金	19,119,294	-
未払解約金	1,650,000	520,000
未払利息	-	128
その他未払費用	987	-
流動負債合計	20,926,578	520,128
負債合計	20,926,578	520,128
純資産の部		
元本等		
元本	2,230,482,638	4,114,677,660
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,239,286,980	8,328,765,299
元本等合計	6,469,769,618	12,443,442,959
純資産合計	6,469,769,618	12,443,442,959
負債純資産合計	6,490,696,196	12,443,963,087

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。 先物取引 個別法に基づき、原則として、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2018年11月15日現在	2019年5月15日現在
1. 元本の推移		
期首相当日現在元本額	4,739,087,636円	2,230,482,638円
期中追加設定元本額	77,409,748円	2,312,598,063円
期中一部解約元本額	2,586,014,746円	428,403,041円
期末元本額	2,230,482,638円	4,114,677,660円
元本の内訳		
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンズ(毎月決算型)為替ヘッジなしコース	1,258,106,958円	1,188,152,192円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンズ(毎月決算型)為替ヘッジコース	49,582,707円	44,692,333円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンズ(適格機関投資家専用)	761,382,287円	680,614,838円
ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンズ(適格機関投資家専用)為替ヘッジコース	161,410,686円	2,201,218,297円
2. 受益権の総数	2,230,482,638口	4,114,677,660口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2018年5月16日 至 2018年11月15日	自 2018年11月16日 至 2019年5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンズは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンズが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、その他これらのリスクを増大させる新興国債券への投資に伴うリスク、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

	自 2018年5月16日 至 2018年11月15日	自 2018年11月16日 至 2019年5月15日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(2018年11月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△166,890,821
特殊債券	△8,012,598
社債券	△42,636,724
合計	△217,540,143

(2019年5月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	208,248,574
特殊債券	20,058,268
社債券	47,222,504
合計	275,529,346

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

債券関連

(2018年11月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	471,348,643	—	472,440,937	1,092,294
合計		471,348,643	—	472,440,937	1,092,294

(2019年5月15日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引 買建	705,190,598	—	709,602,814	4,412,216
合計		705,190,598	—	709,602,814	4,412,216

(注)時価の算定方法

・先物取引

1. 債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	(2018年11月15日現在)	(2019年5月15日現在)
1口当たり純資産額	2.9006円	3.0242円
(1万口当たり純資産額)	(29,006円)	(30,242円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	7% REP OF VENEZUELA 98/12/31	133,000.00	35,910.00	
		11.75% COLOMBIA GOVT 20/02/25	200,000.00	213,840.00	
		11.75% VENEZUELA GOVT 26/10/21	200,000.00	61,000.00	
		12.75% RUSSIA GOVT 28/06/24	350,000.00	563,185.00	

12.75% VENEZUELA GOVT 22/08/23	200,000.00	59,000.00	
2.5% REP OF ARGENTINA 38/12/31	260,000.00	140,114.00	
2.625% BRAZIL GOVT 23/01/05	500,000.00	484,250.00	
2.625% COLOMBIA GOVT 23/03/15	200,000.00	195,420.00	
3.125% CHILE GOVT 26/01/21	1,000,000.00	1,007,900.00	
3.24% CHILE GOVT 28/02/06	423,000.00	426,384.00	
3.25% REPUBLIC OF POLAND 26/04/06	200,000.00	204,900.00	
3.5% AZERBAIJAN GOVT 32/09/01	550,000.00	489,115.00	
3.6% MEXICAN GOVT 25/01/30	300,000.00	298,980.00	
3.75% MEXICAN GOVT 28/01/11	250,000.00	244,650.00	
3.75% REP OF PANAMA 25/03/16	450,000.00	463,275.00	
3.86% CHILE GOVT 47/06/21	200,000.00	201,140.00	
3.875% COLOMBIA GOVT 27/04/25	320,000.00	321,696.00	
3.875% KAZAKHSTAN GOVT 24/10/14	700,000.00	725,130.00	
3.875% REP OF PANAMA 28/03/17	500,000.00	515,700.00	
3.875% STATE OF QATAR 23/04/23	250,000.00	258,275.00	
3% REPUBLIC OF POLAND 23/03/17	400,000.00	404,240.00	
4.125% MEXICAN GOVT 26/01/21	250,000.00	253,625.00	
4.125% PERU GOVT 27/08/25	200,000.00	215,500.00	
4.125% REP OF URUGUAY 45/11/20	220,000.00	210,716.00	
4.15% MEXICAN GOVT 27/03/28	200,000.00	202,320.00	
4.25% BRAZIL GOVT 25/01/07	425,000.00	431,205.00	
4.25% COSTA RICA GOVT 23/01/26	200,000.00	190,560.00	
4.25% RUSSIA GOVT 27/06/23	600,000.00	599,280.00	
4.3% REP OF PANAMA 53/04/29	200,000.00	202,840.00	
4.3% SOUTH AFRICA 28/10/12	400,000.00	374,240.00	
4.35% MEXICAN GOVT 47/01/15	250,000.00	230,150.00	
4.375% COSTA RICA GOVT 25/04/30	200,000.00	185,338.00	
4.375% REP OF URUGUAY 27/10/27	718,624.00	749,884.14	
4.375% REP OF URUGUAY 31/01/23	290,019.00	301,764.76	
4.375% ROMANIA 23/08/22	850,000.00	883,405.00	
4.375% SAUDI INTERNATION 29/04/16	800,000.00	838,000.00	
4.5% BOLIVIA GOVT 28/03/20	739,000.00	689,812.16	
4.5% COLOMBIA GOVT 26/01/28	250,000.00	261,575.00	
4.5% COLOMBIA GOVT 29/03/15	700,000.00	732,270.00	
4.5% GUATEMALA GOVT 26/05/03	500,000.00	490,750.00	
4.5% REP OF PANAMA 47/05/15	400,000.00	419,480.00	
4.5% REP OF PANAMA 50/04/16	400,000.00	416,240.00	
4.5% REP OF URUGUAY 24/08/14	200,000.00	209,159.99	
4.5% RUSSIA GOVT 22/04/04	400,000.00	412,680.00	
4.5% TRINIDAD AND TOBAGO 26/08/04	300,000.00	296,973.00	
4.6% MEXICAN GOVT 46/01/23	200,000.00	190,240.00	
4.6% MEXICAN GOVT 48/02/10	200,000.00	191,000.00	
4.625% BRAZIL GOVT 28/01/13	600,000.00	602,520.00	
4.625% INDONESIA GOVT 43/04/15	1,100,000.00	1,102,420.00	
4.625% REP OF ARGENTINA 23/01/11	500,000.00	372,450.00	
4.625% REP OF PARAGUAY 23/01/25	200,000.00	206,371.00	

4.665% SOUTH AFRICA 24/01/17	300,000.00	303,390.00	
4.7% PARAGUAY GOVT 27/03/27	300,000.00	311,352.00	
4.75% REP OF AZERBAIJAN 24/03/18	640,000.00	661,056.00	
4.75% REPUBLIC OF UZBEKI 24/02/20	279,000.00	282,320.10	
4.75% RUSSIA GOVT 26/05/27	600,000.00	618,480.00	
4.817% STATE OF QATAR 49/03/14	1,195,000.00	1,287,612.50	
4.85% SOUTH AFRICA 27/09/27	200,000.00	195,280.00	
4.875% REP OF KAZAKHSTAN 44/10/14	650,000.00	698,490.00	
4.875% REP OF SERBIA 20/02/25	280,000.00	283,080.00	
4.875% ROMANIA 24/01/22	800,000.00	849,760.00	
4.875% RUSSIA 23/09/16	400,000.00	420,320.00	
4.875% SOUTH AFRICA 26/04/14	400,000.00	397,840.00	
4.875% TURKEY GOVT 43/04/16	500,000.00	361,150.00	
4.975% REP OF URUGUAY 55/04/20	374,659.00	384,849.72	
4% MEXICAN GOVT 23/10/02	250,000.00	256,900.00	
4% REP OF COLOMBIA 24/02/26	500,000.00	512,650.00	
4% REP OF PANAMA 24/09/22	400,000.00	416,240.00	
4% REPUBLIC OF POLAND 24/01/22	500,000.00	526,250.00	
4% STATE OF QATAR 29/03/14	373,000.00	387,770.80	
5.1% REP OF URUGUAY 50/06/18	758,747.00	794,787.48	
5.1% RUSSIA GOVT 35/03/28	1,000,000.00	1,023,300.00	
5.125% MONGOLIA GOVT 22/12/05	250,000.00	243,750.00	
5.125% REP OF KAZAKHSTAN 25/07/21	700,000.00	771,400.00	
5.125% ROMANIA GOVT 48/06/15	950,000.00	974,985.00	
5.125% REPUBLIC OF POLAND 21/04/21	291,000.00	304,706.10	
5.2% COLOMBIA GOVT 49/05/15	200,000.00	210,720.00	
5.25% NAMIBIA GOVT 25/10/29	500,000.00	485,100.00	
5.25% RUSSIA GOVT 47/06/23	200,000.00	204,340.00	
5.25% SAUDI INTERNATIONAL 50/01/16	300,000.00	323,640.00	
5.375% HUNGARY GOVT 23/02/21	200,000.00	216,720.00	
5.375% HUNGARY GOVT 24/03/25	800,000.00	882,800.00	
5.375% IVORY COAST 24/07/23	300,000.00	289,050.00	
5.375% OMAN GOV INTERNTL 27/03/08	1,300,000.00	1,201,850.00	
5.375% REP OF ZAMBIA 22/09/20	500,000.00	343,250.00	
5.375% REPUBLIC OF UZBEK 29/02/20	200,000.00	202,480.00	
5.5% CROATIA 23/04/04	200,000.00	217,260.00	
5.5% DOMINICAN GOVT 25/01/27	500,000.00	515,200.00	
5.577% EGYPT GOVT 23/02/21	250,000.00	245,900.00	
5.625% BANCO CENTRAL COS 43/04/30	800,000.00	648,400.00	
5.625% BRAZIL GOVT 41/01/07	130,000.00	130,085.80	
5.625% BRAZIL GOVT 47/02/21	500,000.00	491,850.00	
5.625% MONGOLIA GOVT 23/05/01	500,000.00	488,500.00	
5.625% REP OF ARGENTINA 22/01/26	350,000.00	274,890.00	
5.625% REP OF COLOMBIA 44/02/26	200,000.00	221,400.00	
5.625% REP OF PERU 50/11/18	810,000.00	1,031,940.00	
5.625% RUSSIA 42/04/04	200,000.00	219,700.00	
5.65% SOUTH AFRICA 47/09/27	200,000.00	189,240.00	

5.75% HUNGARY 23/11/22	400,000.00	445,400.00	
5.75% STATE OF QATAR 42/01/20	250,000.00	304,925.00	
5.8% REP OF IRAQ 28/01/15	750,000.00	717,150.00	
5.875% DOMINICAN GOVT 24/04/18	200,000.00	208,520.00	
5.875% EGYPT GOVT 25/06/11	200,000.00	192,880.00	
5.875% REP OF ARGENTINA 28/01/11	351,000.00	245,243.70	
5.875% SALVADOR GOVT 25/01/30	200,000.00	192,964.00	
5.875% SOUTH AFRICA 22/05/30	200,000.00	211,280.00	
5.875% SOUTH AFRICA 25/09/16	500,000.00	529,000.00	
5.875% SOUTH AFRICA 30/06/22	200,000.00	204,720.00	
5.95% BOLIVIA GOVT 23/08/22	300,000.00	312,792.00	
5.95% DOMINICAN GOVT 27/01/25	424,000.00	442,656.00	
5% BRAZIL GOVT 45/01/27	200,000.00	182,360.00	
5% REP OF COLOMBIA 45/06/15	610,000.00	627,873.00	
5% REP OF PARAGUAY 26/04/15	460,000.00	483,506.00	
5% REPUBLIC OF POLAND 22/03/23	700,000.00	743,540.00	
5% SOUTH AFRICA 46/10/12	200,000.00	177,420.00	
6.05% MEXICAN GOVT 40/01/11	150,000.00	170,850.00	
6.1% REP OF PARAGUAY 44/08/11	200,000.00	223,000.00	
6.125% COLOMBIA GOVT 41/01/18	200,000.00	232,600.00	
6.125% EGYPT GOVT 22/01/31	700,000.00	703,990.00	
6.125% IVORY COAST 33/06/15	380,000.00	338,086.00	
6.125% REP OF LITHUANIA 21/03/09	400,000.00	423,120.00	
6.125% ROMANIA 44/01/22	700,000.00	824,040.00	
6.2% REP OF BELARUS 30/02/28	200,000.00	198,280.00	
6.2% REPUBLIC OF SRI LAN 27/05/11	800,000.00	738,480.00	
6.25% HONDURAS GOVT 27/01/19	150,000.00	158,137.50	
6.25% HUNGARY GOVT 20/01/29	200,000.00	204,860.00	
6.25% SENEGAL GOVT 33/05/23	1,000,000.00	937,500.00	
6.375% CROATIA 21/03/24	300,000.00	317,640.00	
6.375% HUNGARY GOVT 21/03/29	400,000.00	425,720.00	
6.375% IVORY COAST 28/03/03	500,000.00	476,700.00	
6.375% REP OF GABON 24/12/12	250,000.00	238,125.00	
6.375% SALVADOR GOVT 27/01/18	20,000.00	19,266.00	
6.5% DOMINICAN GOVT 48/02/15	200,000.00	202,900.00	
6.5% KAZAKHSTAN GOVT 45/07/21	200,000.00	260,220.00	
6.55% PERU GOVT 37/03/14	180,000.00	240,570.00	
6.588% EGYPT GOVT 28/02/21	300,000.00	285,030.00	
6.625% CROATIA 20/07/14	700,000.00	728,280.00	
6.625% FED REP OF ETHIOP 24/12/11	950,000.00	962,255.00	
6.625% LITHUANIA GOVT 22/02/01	200,000.00	219,560.00	
6.625% REP OF ARGENTINA 28/07/06	400,000.00	284,480.00	
6.65% LEBANESE REP 30/02/26	1,050,000.00	790,230.00	
6.75% CROATIA 19/11/05	400,000.00	406,880.00	
6.75% JAMAICA GOVT 28/04/28	400,000.00	445,288.00	
6.75% OMAN GOV INTERNTL 48/01/17	600,000.00	519,780.00	
6.75% ROMANIA 22/02/07	250,000.00	272,675.00	

6.85% DOMINICAN REP 45/01/27	650,000.00	688,805.00	
6.875% DOMINICAN GOVT 26/01/29	291,000.00	319,518.00	
6.875% EGYPT GOVT 40/04/30	200,000.00	179,040.00	
6.875% REP OF ARGENTINA 21/04/22	400,000.00	338,120.00	
6.875% REP OF ARGENTINA 27/01/26	230,000.00	168,613.00	
6.875% REP OF ARGENTINA 48/01/11	150,000.00	100,500.00	
6.875% REP OF BELARUS 23/02/28	750,000.00	782,325.00	
6.95% GABONESE REP 25/06/16	450,000.00	433,125.00	
6% CROATIA 24/01/26	300,000.00	336,450.00	
6% DOMINICAN GOVT 28/07/19	250,000.00	260,625.00	
6% FED REPUBLIC OF BRAZI 26/04/07	600,000.00	662,100.00	
7.125% REP OF ARGENTINA 36/07/06	168,000.00	117,381.60	
7.125% REP OF ARGENTINA 17/06/28	300,000.00	202,440.00	
7.125% REP OF PANAMA 26/01/29	200,000.00	242,900.00	
7.125% REP OF TAJIKISTAN 27/09/14	200,000.00	185,420.00	
7.143% REPUBLIC OF NIGER 30/02/23	400,000.00	388,120.00	
7.15% REP OF ARMENIA 25/03/26	300,000.00	335,550.00	
7.25% REP OF SERBIA 21/09/28	400,000.00	434,840.00	
7.25% REPUBLIC OF KENYA 28/02/28	200,000.00	194,400.00	
7.375% JORDAN GOVT 47/10/10	400,000.00	386,480.00	
7.375% REP OF LITHUANIA 20/02/11	200,000.00	206,600.00	
7.375% UKRAINE GOVT 32/09/25	500,000.00	435,450.00	
7.45% DOMINICAN GOVT 44/04/30	250,000.00	277,250.00	
7.5% EGYPT GOVT 27/01/31	500,000.00	505,400.00	
7.5% HONDURAS GOVT 24/03/15	200,000.00	218,230.00	
7.5% KINGDOM OF BAHRAIN 47/09/20	300,000.00	307,290.00	
7.5% REP OF ARGENTINA 26/04/22	600,000.00	460,920.00	
7.5% UTD MEXICAN STS 33/04/08	500,000.00	642,500.00	
7.6003% EGYPT GOVT 29/03/01	787,000.00	784,088.10	
7.625% HUNGARY GOVT 41/03/29	500,000.00	761,250.00	
7.625% REP OF ARGENTINA 46/04/22	400,000.00	282,760.00	
7.625% REP OF BELARUS 27/06/29	200,000.00	215,120.00	
7.625% REPUBLIC OF GHANA 29/05/16	200,000.00	193,500.00	
7.625% REP OF EL SALVADOR 41/02/01	550,000.00	554,125.00	
7.65% REP OF VENEZUELA 25/04/21	370,000.00	105,450.00	
7.65% SALVADOR GOVT 35/06/15	200,000.00	200,600.00	
7.696% REPUBLIC OF NIGER 38/02/23	600,000.00	577,980.00	
7.75% REP OF VENEZUELA 19/10/13	200,000.00	57,500.00	
7.75% UKRAINE GOVT 20/09/01	200,000.00	200,240.00	
7.75% UKRAINE GOVT 21/09/01	200,000.00	197,980.00	
7.75% UKRAINE GOVT 22/09/01	200,000.00	195,920.00	
7.75% UKRAINE GOVT 23/09/01	300,000.00	288,630.00	
7.75% UKRAINE GOVT 24/09/01	300,000.00	284,040.00	
7.75% UKRAINE GOVT 25/09/01	310,000.00	290,222.00	
7.75% UKRAINE GOVT 26/09/01	200,000.00	185,340.00	
7.75% UKRAINE GOVT 27/09/01	400,000.00	364,560.00	
7.85% REPUBLIC OF SRI LA 29/03/14	1,317,000.00	1,323,453.30	

	7.875% ECUADOR GOVT 28/01/23	631,000.00	601,532.30	
	7.875% JAMAICA GOVT 45/07/28	300,000.00	358,797.00	
	7.875% REP OF GHANA 23/08/07	236,664.00	247,858.20	
	7.875% REP OF PAKISTAN 36/03/31	920,000.00	904,452.00	
	7.875% REP OF URUGUAY 33/01/15	200,000.00	273,400.00	
	7.903% EGYPT GOVT 48/02/21	900,000.00	837,540.00	
	7.95% ECUADOR GOVT 24/06/20	600,000.00	603,900.00	
	7% KINGDOM OF BAHRAIN 28/10/12	200,000.00	210,200.00	
	8.125% COLOMBIA GOVT 24/05/21	300,000.00	362,670.00	
	8.125% REP OF GHANA 26/01/18	400,000.00	410,000.00	
	8.25% REPUBLIC OF ANGOLA 28/05/09	500,000.00	508,750.00	
	8.25% REPUBLIC OF KENYA 48/02/28	750,000.00	718,650.00	
	8.25% VENEZUELA GOVT 24/10/13	300,000.00	87,000.00	
	8.25% REP OF EL SALVADOR 32/04/10	500,000.00	528,895.00	
	8.28% REP OF ARGENTINA 33/12/31	210,305.70	161,848.11	
	8.28% REP OF ARGENTINA 33/12/31	140,203.80	104,942.54	
	8.3% MEXICAN GOVT 31/08/15	200,000.00	269,200.00	
	8.375% PNG GOVT INTL BON 28/10/04	200,000.00	212,605.00	
	8.5% EGYPT GOVT 47/01/31	200,000.00	195,980.00	
	8.625% SALVADOR GOVT 29/02/28	73,000.00	79,893.39	
	8.627% REPUBLIC OF GHANA 49/06/16	370,000.00	346,690.00	
	8.747% REPUBLIC OF NIGER 31/01/21	1,100,000.00	1,178,540.00	
	8.75% ECUADOR GOVT 23/06/02	200,000.00	211,380.00	
	8.75% FED REP OF BRAZIL 25/02/04	300,000.00	375,000.00	
	8.75% REP OF PERU 33/11/21	235,000.00	363,380.50	
	8.875% ECUADOR GOVT 27/10/23	357,000.00	359,963.10	
	8.875% REP OF PANAMA 27/09/30	200,000.00	276,400.00	
	8.97% REPUBLIC OF ZAMBIA 27/07/30	520,000.00	361,504.00	
	8.994% UKRAINE GOVT 24/02/01	200,000.00	198,620.00	
	8% JAMAICA GOVT 39/03/15	300,000.00	359,460.00	
	9.25% VENEZUELA GOVT 27/09/15	350,000.00	108,500.00	
	9.25% VENEZUELA GOVT 28/05/07	100,000.00	28,750.00	
	9.375% REP OF PANAMA 29/04/01	200,000.00	290,500.00	
	9.375% REPUBLIC OF ANGOL 48/05/08	1,040,000.00	1,068,600.00	
	9.375% VENEZUELA GOVT 34/01/13	100,000.00	32,000.00	
	9.5% REPUBLIC OF CAMEROO 25/11/19	200,000.00	211,680.00	
	9.625% ECUADOR GOVT 27/06/02	200,000.00	208,800.00	
	9.65% ECUADOR GOVT 26/12/13	400,000.00	422,492.00	
	9.75% UKRAINE GOVT 28/11/01	200,000.00	201,960.00	
	9% REP OF VENEZUELA 23/05/07	180,000.00	52,650.00	
	5.75% IVORY COAST 32/12/31	362,000.00	334,886.20	
	米ドル 小計	92,833,222.50	92,092,701.09 (10,095,201,893)	
国債証券小計			10,095,201,893 (10,095,201,893)	

特殊債券	米ドル	4.625% PEMEX 23/09/21	200,000.00	198,180.00	
		5.75% BQ CENT TUNISIE 25/01/30	200,000.00	179,700.00	
		5.75% ESKOM 21/01/26	200,000.00	198,060.00	
		6.375% INSTITUTO COSTARR 43/05/15	200,000.00	158,240.00	
		6.75% ESKOM HOLDINGS LIM 23/08/06	200,000.00	201,240.00	
		6% PERTAMINA 42/05/03	500,000.00	535,800.00	
		7.125% ESKOM HOLDINGS 25/02/11	200,000.00	201,820.00	
		9.625% NATIONAL POWER CO 28/05/15	2,000,000.00	2,840,820.00	
		米ドル 小計		3,700,000.00	4,513,860.00 (494,809,333)
特殊債券小計				494,809,333 (494,809,333)	
社債券	米ドル	12.75% PDVSA 22/02/17	200,000.00	53,236.00	
		3.75% EMPRESA NACIONAL D 26/08/05	567,000.00	564,391.80	
		4.25% CODELCO INC 42/07/17	500,000.00	499,300.00	
		4.25% PEMEX 25/01/15	350,000.00	328,580.00	
		4.375% CODELCO INC 49/02/05	304,000.00	305,702.40	
		4.375% KAZTRANS GAS JSC 27/09/26	400,000.00	396,800.00	
		4.5% PEMEX 26/01/23	200,000.00	185,240.00	
		4.75% KZOKZ 27/04/19	477,000.00	495,078.30	
		4.75% PETROLEOS DEL PERU 32/06/19	540,000.00	547,614.00	
		4.875% PEMEX 24/01/18	200,000.00	197,900.00	
		5.25% ENAPCL 29/11/06	300,000.00	325,440.00	
		5.35% PETROLEOS MEXICANO 28/02/12	200,000.00	184,580.00	
		5.375% PEMEX 22/03/13	282,000.00	290,178.00	
		5.375% PETROLEOS DE VENE 27/04/12	250,000.00	55,012.50	
		5.5% PDVSA 37/04/12	200,000.00	39,774.00	
		5.5% PEMEX 44/06/27	200,000.00	160,680.00	
		5.625% PETROLEOS DEL PER 47/06/19	200,000.00	210,580.00	
		5.71% INDONESIA ASAHAN A 23/11/15	1,800,000.00	1,924,380.00	
		6.25% PERUSAHAAN LISTRIK 49/01/25	500,000.00	549,560.00	
		6.35% PETROLEOS MEXICANO 48/02/12	550,000.00	475,475.00	
		6.375% KZOKZ 48/10/24	200,000.00	222,980.00	
		6.375% PEMEX 21/02/04	200,000.00	207,060.00	
		6.45% PERTAMINA 44/05/30	500,000.00	563,550.00	
		6.5% PETROLEOS MEXICANOS 27/03/13	200,000.00	199,320.00	
		6.5% PETROLEOS MEXICANOS 29/01/23	296,000.00	291,508.20	
		6.53% INDONESIA ASAHAN A 28/11/15	800,000.00	902,880.00	
		6.875% PEMEX 26/08/04	250,000.00	256,975.00	
		6.875% SOUTHERN GAS CORR 26/03/24	400,000.00	449,480.00	
		6% PDVSA 26/11/15	100,000.00	22,005.00	
		6% PETROLEOS DE VENEZUEL 24/05/16	430,000.00	95,279.39	
		7.75% GEORGIAN RAILWAY J 22/07/11	300,000.00	321,000.00	
		8.45% ESKOM 28/08/10	200,000.00	215,720.00	
		8.5% PETROLEOS DE VENEZU 20/10/27	75,000.00	65,255.25	
		9.75% PDVSA 35/05/17	125,926.00	35,205.13	

	米ドル 小計	12,296,926.00	11,637,719.97 (1,275,726,863)	
社債券小計			1,275,726,863 (1,275,726,863)	
合計			11,865,738,089 (11,865,738,089)	

(注)

1. 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券 233銘柄	85.0%	100.0%
	特殊債券 8 銘柄	4.2%	
	社債券 34銘柄	10.8%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年5月31日現在です。

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,613,863,053円
II 負債総額	13,626,597円
III 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,600,236,456円
IV 発行済口数	4,908,095,792口
V 1万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	7,335円

(参考)ピクテ・エマージング・ソブリン債券ファンド・マザーファンド

I 資産総額	12,574,864,675円
II 負債総額	102,041,715円
III 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	12,472,822,960円
IV 発行済口数	4,105,457,894口
V 1万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	30,381円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換について

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1)受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2)(1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3)(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

2019年6月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株(普通株式：10,000株 A種優先株式：10,000株)

発行済株式総数：1,563株(普通株式：800株 A種優先株式：763株)

最近5年間における資本金の額の増減：2018年10月10日付で2億円から14億円に増加

2018年12月7日付で14億円から2億円に減少

(2) 委託会社の機構**① 経営の意思決定機構**

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定(取締役会の専権事項を除く。)を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

② 投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。

2019年6月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	110	1,558,099,656,118
単位型株式投資信託	21	84,764,659,001
合計	131	1,642,864,315,119

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

		第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		1,525,089	3,711,860
前払費用		60,122	79,027
未収委託者報酬		1,532,316	1,685,428
未収還付法人税等		-	83,663
未収収益		696,208	263,070
繰延税金資産		339,084	253,349
その他		8,072	11,075
流動資産計		4,160,893	6,087,475
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※ 1	210,479	194,447
器具備品	※ 1	133,271	126,555
有形固定資産合計		343,751	321,002
無形固定資産			
ソフトウェア		61,790	50,121
その他		831	831
無形固定資産合計		62,622	50,953
投資その他の資産			
投資有価証券		4,119	5,190
長期差入保証金		284,554	284,554
繰延税金資産		512,781	532,044
投資その他の資産合計		801,454	821,788
固定資産計		1,207,828	1,193,745
資産合計		5,368,721	7,281,220

(単位：千円)

		第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		29,125	32,961
未払金			
未払手数料		861,397	907,510
その他未払金		297,619	264,097
未払法人税等		387,407	-
賞与引当金		937,113	588,498
その他		50,083	103,729

流動負債合計		2,562,746	1,896,797
固定負債			
長期借入金	※ 2	-	2,400,000
退職給付引当金		302,281	360,643
資産除去債務		81,345	81,540
固定負債合計		383,627	2,842,183
負債合計		2,946,374	4,738,981
純資産の部			
株主資本			
資本金		200,000	200,000
利益剰余金			
利益準備金		50,000	50,000
その他利益剰余金		2,171,640	2,292,176
繰越利益剰余金		2,171,640	2,292,176
利益剰余金合計		2,221,640	2,342,176
株主資本合計		2,421,640	2,542,176
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		707	62
評価・換算差額等合計		707	62
純資産合計		2,422,347	2,542,239
負債・純資産合計		5,368,721	7,281,220

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	第34期 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,705,428	14,781,311
その他営業収益	1,217,445	1,302,354
営業収益計	15,922,874	16,083,665
営業費用		
支払手数料	9,345,108	9,004,895
広告宣伝費	313,373	336,376
調査費		
調査費	145,561	163,385
委託調査費	906,242	1,340,587
委託計算費	368,263	394,917
営業雑経費		
通信費	48,335	54,988
印刷費	275,003	263,151
諸会費	11,174	12,423
図書費	2,693	2,948
諸経費	3,383	4,528
営業費用計	11,419,141	11,578,202

一般管理費			
給料			
役員報酬		128,559	120,350
給料・手当		1,736,346	1,856,527
賞与	※ 1	253,627	474,775
賞与引当金繰入		882,289	488,893
旅費交通費		132,367	127,937
租税公課		58,084	66,628
不動産賃借料		326,527	347,815
退職給付費用	※ 2	94,619	236,714
固定資産減価償却費		75,270	73,103
消耗器具備品費		20,504	18,691
人材採用費		22,258	35,910
修繕維持費		34,385	32,905
諸経費		165,017	177,587
一般管理費計		3,929,857	4,057,841
営業利益		573,875	447,621
営業外収益			
受取利息		49	50
投資有価証券売却益		1,521	-
法人税等還付加算金		4,048	-
その他		2,240	3,048
営業外収益計		7,860	3,099
営業外費用			
支払利息	※ 3	-	10,250
為替差損		-	14,411
その他		1,062	2,561
営業外費用計		1,062	27,222
経常利益		580,672	423,498
税引前当期純利益		580,672	423,498
法人税、住民税及び事業税		363,369	79,910
法人税等調整額		△168,270	66,756
法人税等合計額		195,099	146,666
当期純利益		385,573	276,832

（３）【株主資本等変動計算書】

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	1,786,067	1,836,067	2,036,067	1,114	1,114	2,037,181
当期変動額								

当期純利益	-	-	385,573	385,573	385,573	-	-	385,573
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	△407	△407	△407
当期変動額合計	-	-	385,573	385,573	385,573	△407	△407	385,165
当期末残高	200,000	50,000	2,171,640	2,221,640	2,421,640	707	707	2,422,347

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

(千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	200,000	-	-	-	50,000	2,171,640	2,221,640
当期変動額							
新株の発行	1,200,000	1,200,000	-	1,200,000	-	-	-
資本金から剰余金への 振替	△1,200,000	-	1,200,000	1,200,000	-	-	-
準備金から剰余金への 振替	-	△1,200,000	1,200,000	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	△2,400,000	△2,400,000	-	△156,295	△156,295
当期純利益	-	-	-	-	-	276,832	276,832
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	120,536	120,536
当期末残高	200,000	-	-	-	50,000	2,292,176	2,342,176

(千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	2,421,640	707	707	2,422,347
当期変動額					
新株の発行	-	2,400,000	-	-	2,400,000
資本金から剰余金への 振替	-	-	-	-	-
準備金から剰余金への 振替	-	-	-	-	-
自己株式の取得	△2,556,295	△2,556,295	-	-	△2,556,295
自己株式の処分	2,556,295	-	-	-	-
当期純利益	-	276,832	-	-	276,832
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	△644	△644	△644
当期変動額合計	-	120,536	△644	△644	119,891

当期末残高	-	2,542,176	62	62	2,542,239
-------	---	-----------	----	----	-----------

重要な会計方針

区分	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員及び役員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便宜の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

注記事項

（貸借対照表関係）

第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 275,494千円	建物付属設備 298,168千円
器具備品 306,543千円	器具備品 335,627千円
※ 2 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。	※ 2 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。
-	長期借入金 2,400,000千円

（損益計算書関係）

第33期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日	第34期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
※ 1 従業員及び役員の賞与であります。	※ 1 従業員及び役員の賞与であります。
※ 2 従業員及び役員の退職給付費用であります。	※ 2 従業員及び役員の退職給付費用であります。
※ 3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	※ 3 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
-	支払利息 10,250千円

（株主資本等変動計算書関係）

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第33期事業年度期首 株式数 (株)	第33期 増加株式数 (株)	第33期 減少株式数 (株)	第33期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度期首 株式数 (株)	第34期 増加株式数 (株)	第34期 減少株式数 (株)	第34期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800

A種優先株式（注1）	-	763	-	763
合計	800	763	-	1,563
自己株式				
普通株式（注2）,（注3）	-	800	800	-
合計	-	800	800	-

（注1）A種優先株式の発行済株式総数の増加763株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。

（注2）普通株式の自己株式の株式数の増加800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の取得による増加であります。

（注3）普通株式の自己株式の株式数の減少800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

該当事項はありません。

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 285,676千円

1年超 569,660千円

合計 855,336千円

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 285,575千円

1年超 284,085千円

合計 569,660千円

（金融商品に関する注記）

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

（2）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）2017年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,525,089	1,525,089	-
未収委託者報酬	1,532,316	1,532,316	-
未払手数料	861,397	861,397	-
その他未払金	297,619	297,619	-

（２）金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

（３）長期差入保証金(貸借対照表計上額284,554千円)は、本社オフィス等の不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（４）金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	1,525,089	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,532,316	-	-	-	-	-

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

（２）金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

長期借入金は、返済日は最長で決算日後9年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）2018年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,711,860	3,711,860	-
未収委託者報酬	1,685,428	1,685,428	-
未払手数料	907,510	907,510	-
その他未払金	264,097	264,097	-
長期借入金	2,400,000	2,420,336	20,336

（2）金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（3）長期差入保証金（貸借対照表計上額284,554千円）は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（4）金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	3,711,860	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,685,428	-	-	-	-	-

（5）長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

（千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	-	-	-	-	1,200,000	1,200,000

（有価証券関係）

第33期(2017年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,800	2,868	1,068
	小計	1,800	2,868	1,068
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,300	1,250	△49
	小計	1,300	1,250	△49
合計		3,100	4,119	1,019

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	6,288	1,521	-
合計	6,288	1,521	-

第34期(2018年12月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

(千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	700	1,367	667
	小計	700	1,367	667
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	4,400	3,822	△577
	小計	4,400	3,822	△577
合計		5,100	5,190	90

2. 当期中に売却されたその他有価証券(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。
確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,621,013
勤務費用	62,729

利息費用	4,850
数理計算上の差異の発生額	△4,375
退職給付の支払額	△76,576
退職給付債務の期末残高	1,607,639

(2) 年金資産の期首残高と期末残高との調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,228,980
期待運用収益	12,289
数理計算上の差異の発生額	55,244
事業主からの拠出額	8,843
年金資産の期末残高	1,305,358

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,607,639
年金資産	1,305,358
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	302,281

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	62,729
利息費用	4,850
期待運用収益	△12,289
数理計算上の差異の費用処理額	△59,620
退職給付制度に係る退職給付費用	△4,330

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	32.30%
投資証券	34.50%
株式	2.00%
その他	31.00%
合計	100.00%

(注) 年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.30%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は98,950千円であります。

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,607,639
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
数理計算上の差異の発生額	6,340
退職給付の支払額	△80,089
退職給付債務の期末残高	1,601,447

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,305,358
期待運用収益	13,053
数理計算上の差異の発生額	△69,618
事業主からの拠出額	△7,988
年金資産の期末残高	1,240,804

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,601,447
年金資産	1,240,804
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	360,643

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
期待運用収益	△13,053
数理計算上の差異の費用処理額	75,959
退職給付制度に係る退職給付費用	130,463

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	16.08%
投資証券	34.05%
株式	6.52%
その他	43.35%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.30%
長期期待運用収益率	1.00%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は106,250千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（千円）

区分	第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	469,362	481,703
未払事業税否認	23,712	1,571
未確定債務	-	28,714
賞与引当金損金算入限度超過額	299,785	189,701
資産除去債務	18,951	19,967
その他	40,367	63,763
繰延税金資産小計	852,178	785,421
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	852,178	785,421
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	312	27
繰延税金負債小計	312	27
繰延税金資産合計(純額)	851,865	785,394

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期 (2017年12月31日現在)	第34期 (2018年12月31日現在)
法定実効税率 30.80%	法定実効税率 30.86%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金算入されない項目 2.40%	交際費等永久に損金算入されない項目 3.10%
住民税均等割 -	住民税均等割 0.89%
評価性引当金 -	評価性引当金 -
税額控除 -	税額控除 △1.43%
その他 0.20%	その他 1.20%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 33.60%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 34.63%

（資産除去債務関係）

第33期(2017年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

- (1) 東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。
- (2) 大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1) 東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,151千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	193千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,345千円

第34期(2018年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

(1)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(2)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

2. 当該資産除去債務の金額と算定方法

(1)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(2)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,345千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	194千円
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	81,540千円

(セグメント情報等)

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	14,705,428千円	401,758千円	815,687千円	15,922,874千円

(2)地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	14,781,311千円	579,781千円	722,573千円	16,083,665千円

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引関係)

第33期(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、 ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ会社管理 に関するサービスの 提供	コーディネー ション手数料 の支払(注1)	52,799	未払金	-

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	--------------	-------------------	--------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注2)	644,985	未払金	69,905
							運用手数料 の受取(注2)	483,873	未収 収益	416,082
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	12,234	未収 収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注2)	214,132	未払金	49,143
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	1,448	未収 収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注2)	47,124	未払金	20,625
							運用手数料 の受取(注2)	126,975	未収 収益	20,087
							翻訳事務 手数料の受取 (注3)	54,217	未収 収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用 会社	—	投資運用に関する サービスの提供	トレーディング 手数料の支払 (注4)	68,941	未払金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注3) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

(注4) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)

ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第34期(自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	--------------	-------------------	----------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、 ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ 管理会社	間接100%	グループ会社管理 に関するサービスの 提供	コーディネー ション手数料 の支払(注1)	60,347	未払金	-
親会社 (注7)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供	第三者割当に よる優先出資 の発行(注2)	2,400,000	-	-
							長期借入金 の借入(注3)	2,400,000	長期 借入金	2,400,000
							自己株式の 処分(注4)	-	-	-
							利息の支払 (注5)	10,250	未払金	10,250
親会社 (注7)	ピクテ アジア プライベート リミテッド	シンガ ポール	CHF1,000,000	グループ 管理会社	直接100%	資金の提供	自己株式の 取得(注6)	2,556,295	-	-

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント エスエー	スイス、 ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注8)	1,011,629	未払金	83,539
							運用手数料 の受取(注8)	145,652	未収 収益	12,188
							翻訳事務 手数料の受取 (注9)	60,499	未収 収益	48,263
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント リミテッド	英国、 ロンドン	GBP45,000,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供	運用手数料 の支払(注8)	253,677	未払金	47,947
							翻訳事務 手数料の受取 (注9)	1,448	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産運用 会社	—	投資運用の委託 契約 投資運用に関する サービスの提供 役員の兼任	運用手数料 の支払(注8)	75,280	未払金	9,884
							運用手数料 の受取(注8)	314,207	未収 収益	30,753
							翻訳事務 手数料の受取 (注9)	54,217	未収 収益	-
同一の 親会社を 持つ会社	ピクテ アセット マネジメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用 会社	—	投資運用に関する サービスの提供	トレーディング 手数料の支払 (注10)	31,773	未収 収益	18,949

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

- (注2) 第三者割当による優先出資の発行については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
- (注3) 長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注4) 自己株式の処分については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
- (注5) 支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注6) 自己株式の取得については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
- (注7) 2018年12月13日付で当社の親会社はピクテ アジア プライベート リミテッドからピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエーへ異動しております。
- (注8) 運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
- (注9) 翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
- (注10) トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ピクテ アンド シー グループ エスシーエー(非上場)
 ピクテ アセット マネージメント ホールディング エスエー(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第33期 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日		第34期 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	
1株当たり純資産額	3,027,934円85銭	1株当たり純資産額(注1)	3,055,757円62銭
1株当たり当期純利益	481,966円86銭	1株当たり当期純利益(注2)	285,008円40銭
損益計算書上当期純利益	385,573千円	損益計算書上当期純利益	276,832千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	385,573千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	276,832千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数	—	期中平均株式数	971株
普通株式	800株	普通株式	797株
普通株式と同等の株式	—	普通株式と同等の株式	173株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(注1) 1株当たりの純資産額の計算方法

純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。

(注2) A種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

定款の変更

2018年10月5日付株主総会により発行可能株式数および発行可能種類株式数、A種優先株式の内容、並びに種類株主総会の決議を要しない事項について決議し、定款の変更を行いました。

出資の状況

2018年10月10日に委託会社のグループ会社であるピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エーに対してA種優先株式を763株発行し、資本金は2億円から14億円へ、資本準備金は0円から12億円へと変化しました。その後、2018年12月7日に資本金を14億円から2億円へ、資本準備金を12億円から0円へと減少させ、同年12月12日にピクテ・アジア・プライベート・リミテッドからその所有する委託会社の普通株式800株を買戻し、当該普通株式800株をピクテ・アセット・マネジメント・ホールディング・エス・エーに譲渡しました。

委託会社の株主の状況は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3)ファンドの仕組み ②委託会社の概況」に記載のとおりです。

事業譲渡または事業譲受その他の重要事項

提出日前1年以内において、該当する事実はありません。

- (2)訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1)受託会社

名称	資本金の額※	事業の内容
----	--------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

※2019年3月末日現在

＜再信託受託会社の概要＞

名称	資本金の額※	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※2019年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名称	資本金の額※	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社(注1)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
SMBC日興証券株式会社(注2) 野村證券株式会社(注3) マネックス証券株式会社 楽天証券株式会社 F F G証券株式会社(注3) 株式会社S B I証券	10,000百万円 10,000百万円 12,200百万円 7,495百万円 3,000百万円 48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社福岡銀行 株式会社熊本銀行 株式会社親和銀行	82,329百万円 33,842百万円 36,878百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

※2019年3月末日現在

(注1)三井住友信託銀行株式会社では新規買付を停止し、換金のみのお受けとなります。ただし、けいぞく(再投資)コースの分配金再投資は引き続き行われます。

(注2)ダイレクトコースでのお取り扱いとなります。

(注3)野村證券株式会社およびF F G証券株式会社においては、取得申込みのお受けは行いません。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額※	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	4,500万英ポンド (約6,145百万円)	イギリス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

※2019年6月末日現在。英ポンドの円貨換算は、2019年6月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=136.57円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの財産の保管および管理を行います。

(2)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図に係る権限の委託を受け、マザーファンドの公社債等に関する運用の指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・グループのパートナーです。

第3【参考情報】

当特定期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

2018年11月26日提出	臨時報告書
2019年2月15日提出	有価証券報告書
2019年2月15日提出	有価証券届出書
2019年2月25日提出	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2019年3月8日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 ⑧
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2018年1月1日から2018年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月26日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 ④

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしコースの2018年11月16日から2019年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ・ハイインカム・ソブリン・ファンド(毎月決算型)為替ヘッジなしコースの2019年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。